

長崎県公立大学法人の評価の基本方針

〔平成18年1月19日〕
長崎県公立大学法人評価委員会決定

この基本方針は、今後、長崎県公立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が長崎県公立大学法人（以下、「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価の方法などについて定める。

1. 評価の趣旨

地方独立行政法人制度は、公立大学法人が行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的としている。

この目的を果たすため、法人は、中期目標・中期計画に沿って自主的に法人運営を行い、評価委員会が教育研究の特性に配慮し、その業務の実績等について厳正に評価を行う。

2. 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価は、その一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや、次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとなるよう留意する。
- (4) 評価においては、法人の中期目標達成に向けた取り組みや、法人運営を円滑に進めるための様々な工夫等についても積極的に評価する。
- (5) 評価委員会は、評価を通じて法人における中期計画の実現に向けた取り組みを積極的に支援するものとする。
- (6) 各事業年度終了時の評価は、中期目標を実現するために、法人が自主的に行う業務運営の改善・充実に資するよう、当該年度における中期計画の実施状況について評価を行う。
- (7) 中期目標終了時の評価は、中期目標、中期計画の達成状況の評価を行う。なお、中期目標終了時の評価の在り方については、各年度終了時の評価の結果等も踏まえ、今後更に検討を進めていく。
- (8) 法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人評価委員会の評価の動向等を踏まえ、必要に応じ評価方法等の見直しを行う。

3. 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とし、法人は中期目標・中期計画の達成状況等について厳正な自己点検・評価を行う。
- (2) 評価委員会は、法人の中期目標・中期計画の達成状況等について総合的な評価を実施する。
- (3) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。「項目別評価」の評価項目は、中期目標・中期計画に定められた各項目を基本とする。
- (4) 各事業年度終了時の評価及び中期目標終了時の具体的な評価方法など、評価実施について必要な事項は、別に定める。
- (5) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立の機会を設ける。

4. 評価にあたって留意すべき事項

- (1) 評価に当たっては、高度な人材の育成や基礎的な学問分野の継承・発展、地域の教育、文化、産業等の振興など、大学の基本的使命に十分配慮する。また、教育研究の定性的な側面や、中長期的な視点にも留意する。
- (2) 評価は中期目標・中期計画の達成状況だけでなく、達成状況の調査・分析結果を考慮して総合的に行われるものであり、法人の質の向上を図る観点からは、必ずしも目標が達成されなくても、法人における積極的な取り組みは適切に評価する。
- (3) 社会に分かりやすく法人の状況を示すことができる評価とし、その内容と方法を工夫する。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように留意する。
- (5) 常により良い評価の仕組みを求めて、不断に工夫・改善を重ねていくものとする。